

長岡市告示第202号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が長岡市市民野外活動施設条例（昭和62年長岡市条例第23号）第13条第1項の規定により長岡市東山ファミリーランドの管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年3月31日

長岡市長 磯田 達伸

- 1 供用期間
4月の第3土曜日から11月の第2日曜日まで
- 2 供用期間を定める期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで